

国立大学法人京都大学部局長会議規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略) (構成) 第3条 部局長会議は、次の各号に掲げる者で組織する。 (1)～(8) (略) (9) 国際高等教育院長、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、産官学連携本部長及び国際戦略本部長 (10)・(11) (略) (後 略)</p>	<p>(構成) 第3条 } (同 左) (1)～(8) } (9) 国際高等教育院長、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、産官学連携本部長、<u>オープンイノベーション機構長</u>及び国際戦略本部長 (10)・(11) (同 左) 附 則 この規程は、令和元年7月1日から施行する。</p>